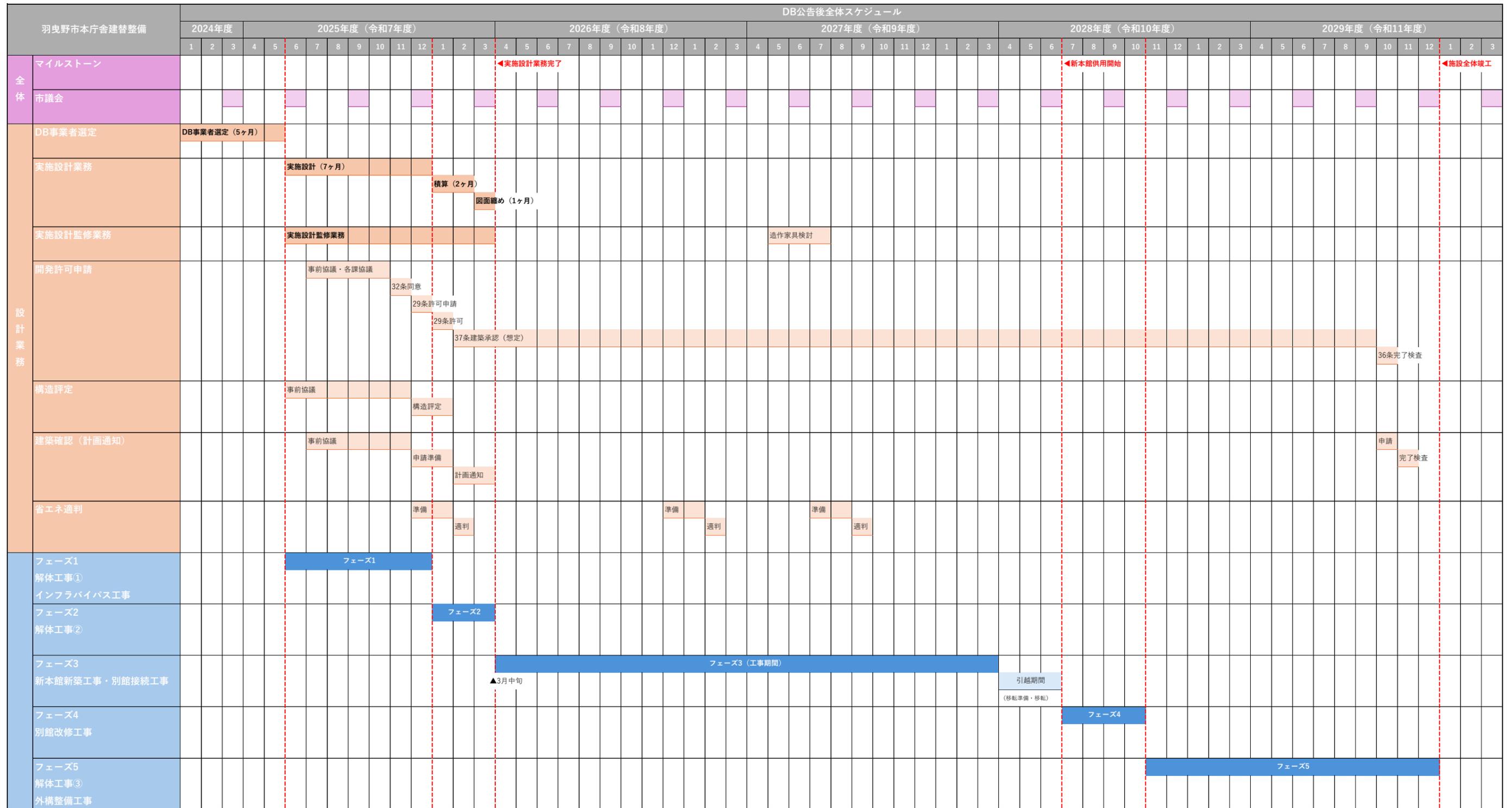


# 1. 概略事業スケジュール（工程表）

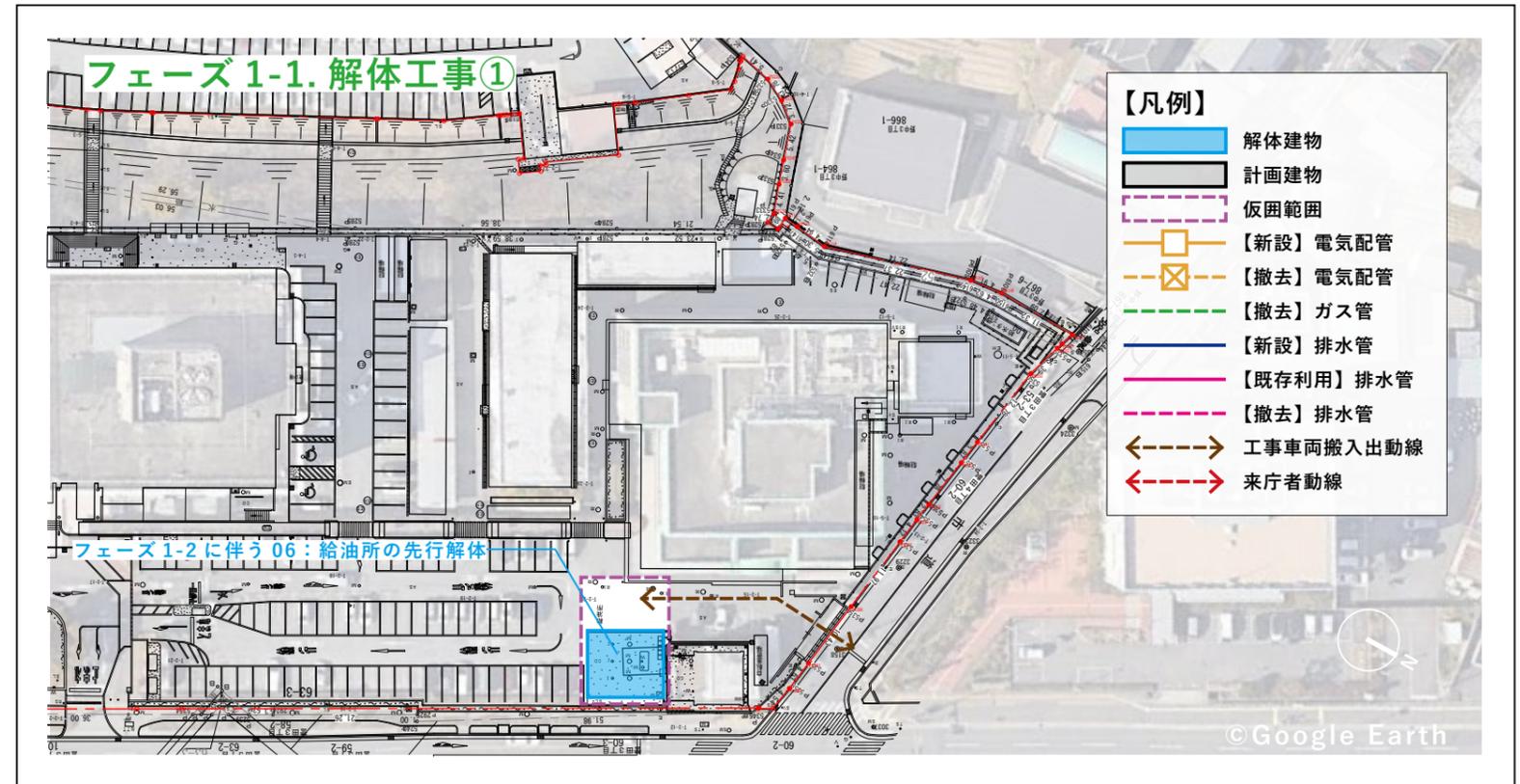


※上記工程表作成において、協力業者ヒアリング及び発注者との協議により、決定した結果を概略工程として示す。

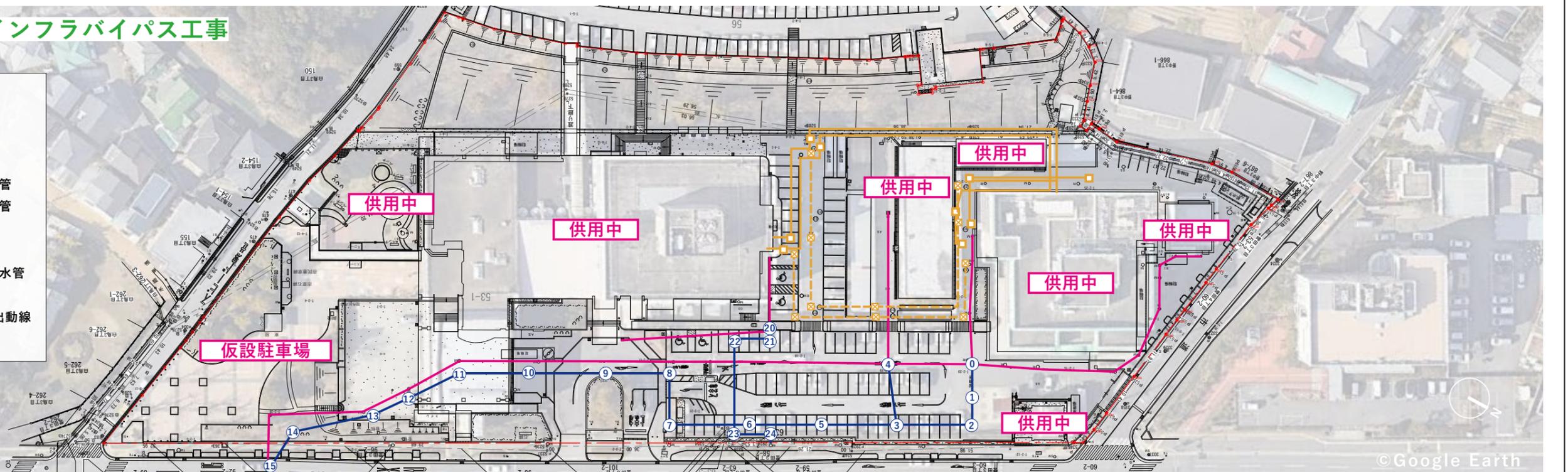
### 2. 現庁舎機能を維持し、安全性に配慮した建替計画

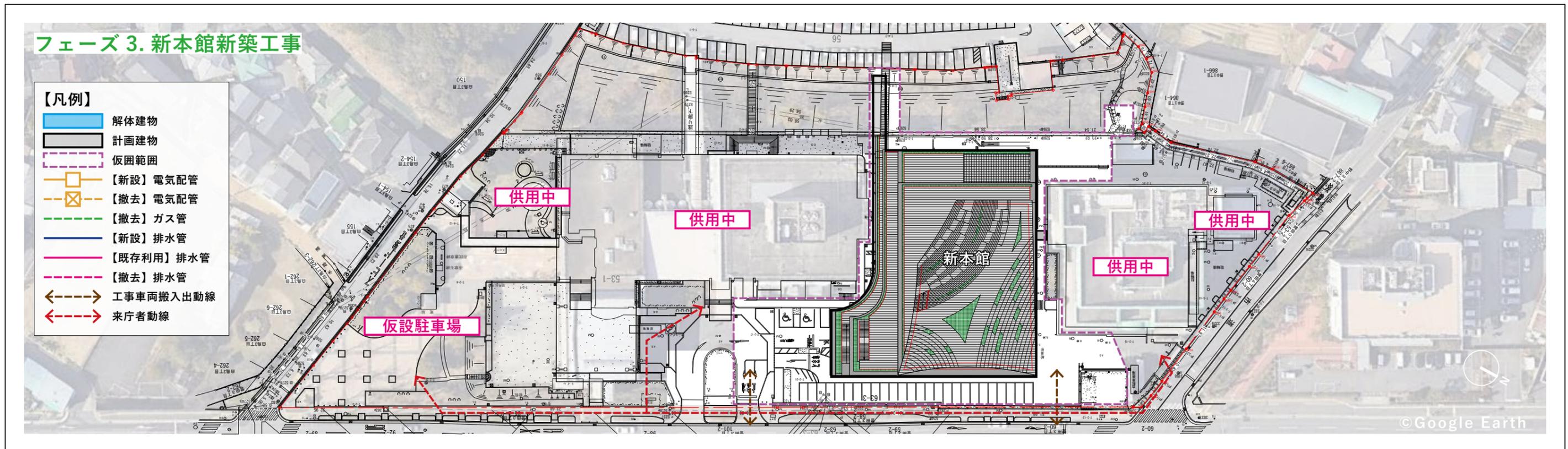
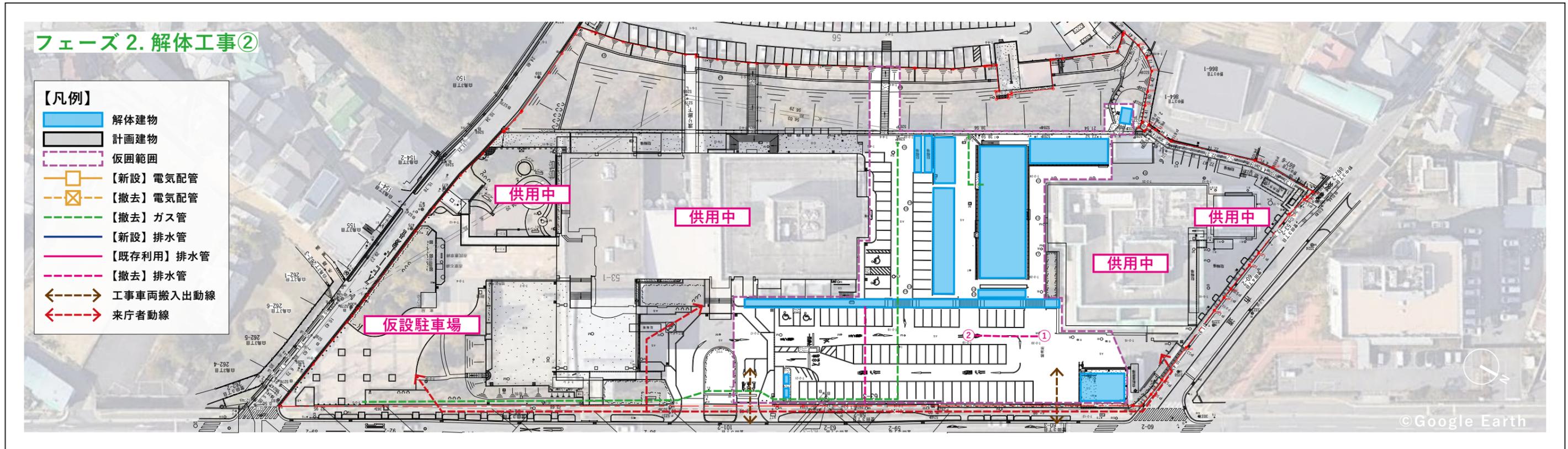
新本館が完成するまでの期間、庁舎運営に配慮し仮設庁舎なしで現庁舎（01：庁舎棟）が利用可能な計画とします。工事のフェーズについては以下のような手順を進めることを想定します。

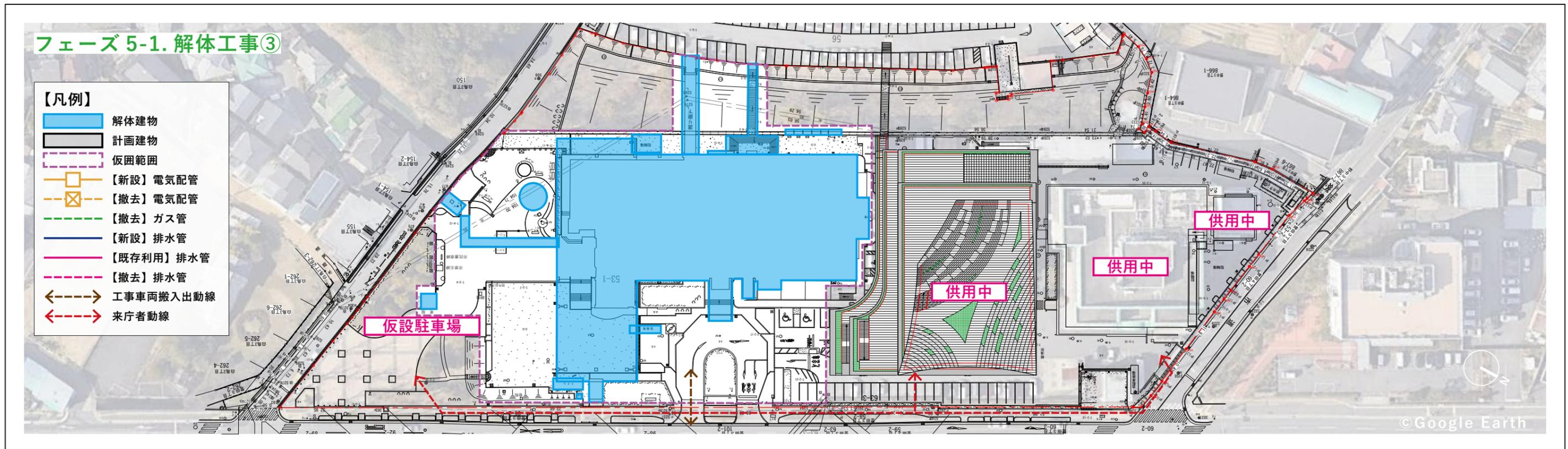
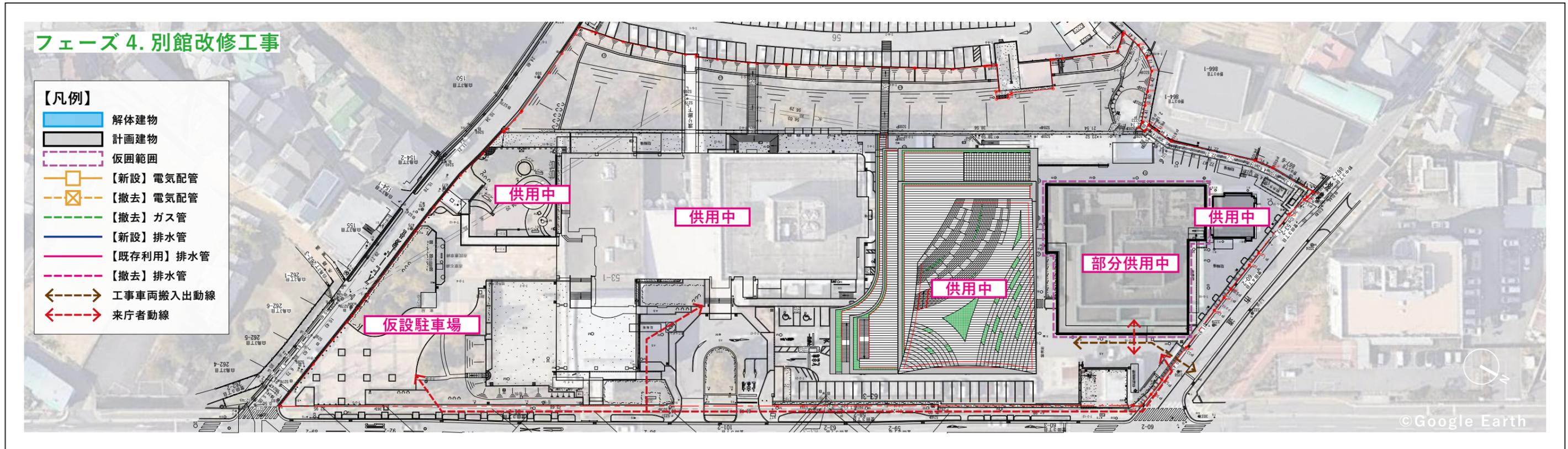
- ・ **フェーズ0：敷地南仮設駐車場整備**
- ・ **フェーズ1-1：解体工事①**  
インフラバイパス工事に干渉する給油所を先行で解体します。
- ・ **フェーズ1-2：インフラバイパス工事**  
新本館建設地に位置するインフラを既存棟が機能を維持できるようにバイパス工事をします。
- ・ **フェーズ2：解体工事②**  
新本館建設地及び近辺に位置する既存棟を解体します。
- ・ **フェーズ3：新本館新築工事**  
別館への渡り廊下接続工事及び耐震補強工事はこのフェーズで行います。
- ・ **フェーズ4：別館改修工事**  
内装の改修を中心に行い、一部耐震補強に伴う外装改修及び補修を行います。
- ・ **フェーズ5-1：解体工事③**  
残りの解体予定建物を全て解体します。同時に工事可能な外構は整備を開始します。
- ・ **フェーズ5-2：外構整備工事**  
残りの全ての外構工事を完了させ、施設全体竣工となります。



### フェーズ1-2. インフラバイパス工事

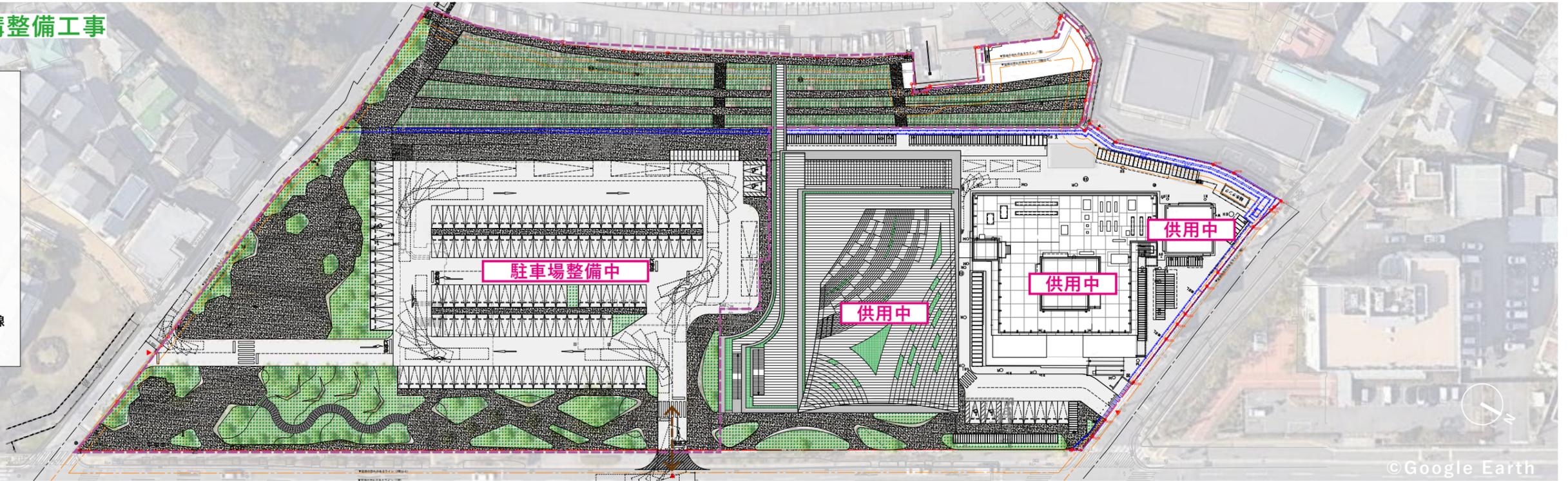






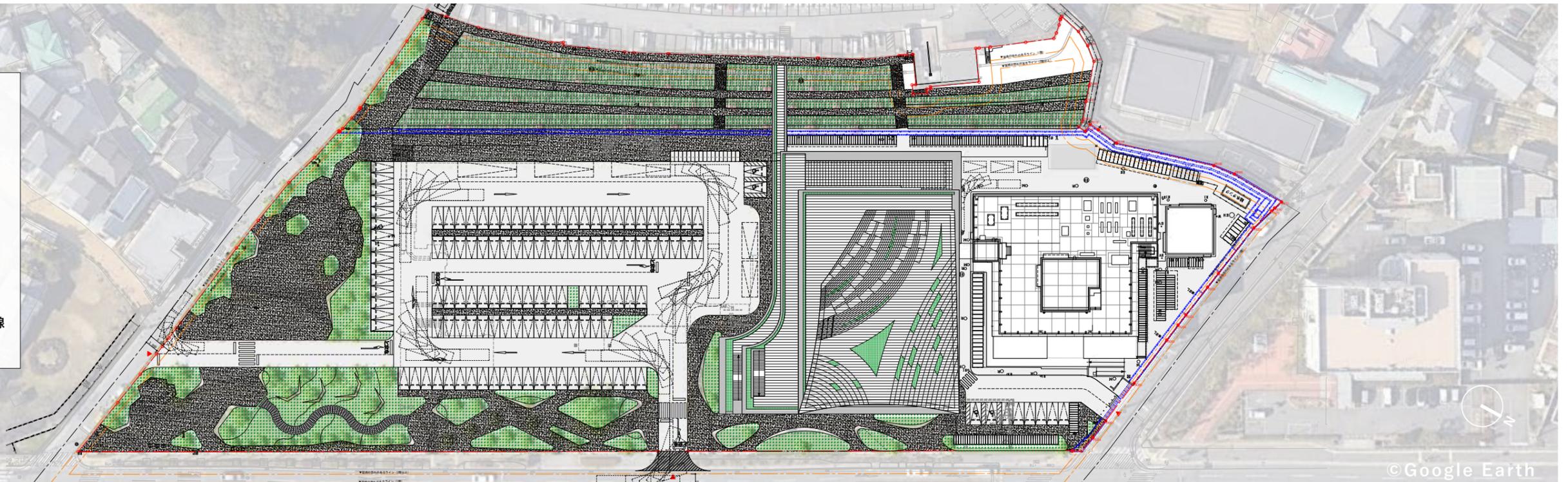
フェーズ 5-2. 外構整備工事

- 【凡例】
- 解体建物
  - 計画建物
  - 仮囲範囲
  - 【新設】電気配管
  - 【撤去】電気配管
  - 【撤去】ガス管
  - 【新設】排水管
  - 【既存利用】排水管
  - 【撤去】排水管
  - 工事車両搬入出動線
  - 来庁者動線



施設全体竣工

- 【凡例】
- 解体建物
  - 計画建物
  - 仮囲範囲
  - 【新設】電気配管
  - 【撤去】電気配管
  - 【撤去】ガス管
  - 【新設】排水管
  - 【既存利用】排水管
  - 【撤去】排水管
  - 工事車両搬入出動線
  - 来庁者動線



### 1. 地質調査

地質調査についてはイ．【標準外】⑤地質調査を参照。

### 2. 土壌汚染対策調査

土壌汚染対策調査についてはイ．【標準外】⑥土壌汚染対策調査を参照。

### 3. アスベスト調査

アスベスト調査についてはイ．【標準外】⑦アスベスト調査を参照。

### 4.PCB 調査

PCB 調査についてはイ．【標準外】⑧ PCB 調査を参照。

### 5. 電波障害机上調査

電波障害机上調査についてはイ．【標準外】⑨電波障害机上調査を参照。

### 6. 設計上の留意事項

- ・実施設計の検討にあたっては、「基本設計図書」に記載された内容の品質・性能以上であることに留意して実施してください。
- ・設計条件については、原則として「基本設計図書」を遵守し、「基本設計図書」の記載内容の品質・性能以上であると市及び実施設計監修者と検討・協議の上、変更を可とします。
- ・事業者は提案書に基づき、「基本設計図書」に示す内容について、意匠（昇降機を含む）・構造・電気設備・機械設備・外構の各要素についてデザインと技術の両面にわたり細部の検討を行ってください。
- ・建物内部のサイン工事については別途工事とします。
- ・什器、備品の設計、選定については意匠性に十分に配慮した上、実施設計監修者と調整してください。
- ・地震波については、契約後の実施設計段階において事業者が再検証を行い、より合理的な構造計画が実現可能と判断できる場合は、実施設計条件としての採否について羽曳野市（以下、本市とする。）との協議を行ってください。なお、本市と協議のうえ、再検証による地震波を採用することとなった場合においても、免震構造による性能評価及び大臣認定の取得など、必要となる手続きについては事業者の責任により適切に行ってください。